

短期目標（10年後の目標）

安全で快適な生活環境の保持

1. 生活環境分野の施策体系

生活環境分野では、安心して、安全で快適に暮らせるための生活環境に関わりの深い、公害や放射線に関する事項と、まちの美化や街なみに関する事項について、以下の2つの「施策方針」に基づき、「施策」を展開しています。

施策方針E 健康的で安全安心な暮らしの保持

- 施策：14 公害の発生防止と迅速な対応
- ：15 生活環境の保全
- ：16 放射線への対応

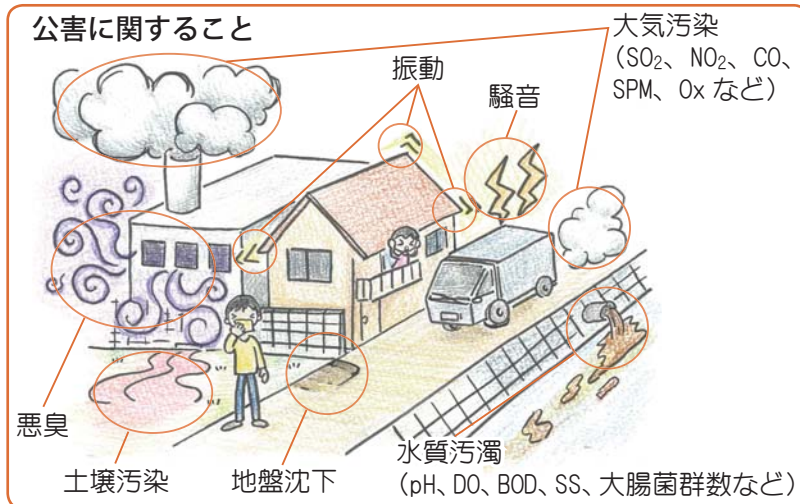
施策方針F 美しく快適なまちの保持

- 施策：17 まち美化の推進
- ：18 路上駐車・放置自転車の防止
- ：19 みどりと都市が調和した街なみの保持

●生活環境分野で取り扱う対象

生活環境分野では、市民の方々の安全で安心な暮らしを維持するために、以下の事項を対象に施策を進めます。

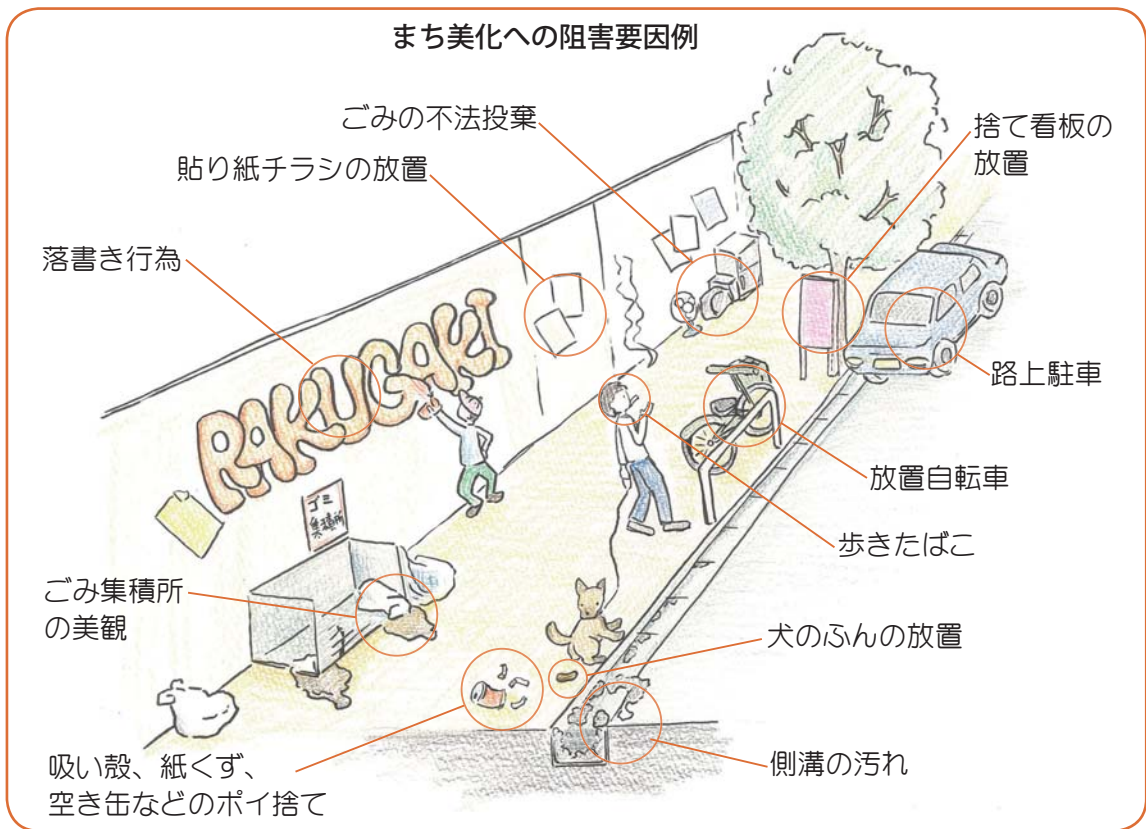
■「健康的で安全安心な暮らしの保持」に関する対象



+ 不安の高まっている放射線に関すること

発生防止やモニタリング（定期的調査と情報提供）、発生時の迅速な対応を推進します。

■「美しく快適なまちの保持」に関する対象



良好な街なみ景観のために

みどりと街なみの調和

自主的なまちのルールづくり

街なみに配慮した建築誘導

2. 施策方針別の「施策」及び「取組み」

2つの「施策方針」に基づき、現状と課題、今後の取組みの方向性を示した上で、「施策」及び施策を進めるにあたっての「取組み」を設定しています。

施策方針E 健康的で安全安心な暮らしの保持

(1) 公害や放射線に関する現状と今後の方向性

1) 現状と課題

多摩市では、公害※¹に関わる大気、自動車による騒音、有害な化学物質としてダイオキシン類等の調査を定期的実施するとともに、市民から寄せられる建設工事や航空機・ヘリコプターによる騒音に関する苦情、また、土壌汚染、振動、悪臭に加え、電波障害や光害等の生活環境上のトラブル、さらに直接的な健康被害を及ぼすアスベストの問題についても必要に応じ対応しています。そのうち定期的な調査結果については、環境報告書等で情報提供しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、飛散した放射性物質への不安が高まりました。市では、東京都と連携しながら放射線等に関する測定を実施し、ホームページなどを通じて情報提供を実施しています。



道路側溝に流されたペンキにより白濁した
乞田川



ダイオキシン類調査の様子
(市役所屋上)

2) 今後の取組み

今後も引き続き、公害に関わる課題やダイオキシン類等の有害な化学物質については、定期的な調査を実施し、その他の電波障害や光害等も含めた生活環境に関わる個々の問題については、必要に応じて適切に対応していきます。さらに、事業所から排出された化学物質の使用量や環境中への排出量等についても把握に努め、また、アスベスト対策については建築物の解体工事の際の環境中への飛散による健康被害を防止するため、法令に基づく立入検査を徹底していきます。これらの取組みについてはホームページなどを通じて情報提供を実施していきます。

これにより、市民や事業者の皆さんを危険や不安から守り、安全安心のもとに日々の生活や事業活動を営み続けることをめざします。

一方で、一人の不用意な行為が、近隣の方の迷惑となったり、生活環境の悪化につながってしまうこともあるため、一人ひとりの心がけが大切です。また、放射線については、状況の変化に注視しつつ、必要に応じて測定・公表を実施していきます。

※1 公害について

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つを典型7公害といいます。

●平成 23 年度に市が行った放射線に関する対応について

市では、環境省が示した地上 1 m の高さで、毎時 0.23 マイクロシーベルト（以下 $\mu\text{Sv/h}$ ）以上を、除染の暫定基準値としています。



空間放射線量の測定の様子

■市内 2 地点における空間放射線量の測定（定点調査）

平成 23 年 6 月 29 日から 3 ヶ月間、東京都が測定した市内 2 か所（多摩市立図書館（本館）、東永山複合施設）を定点として、1 週間に 1 回の調査を実施したところ、全ての地点で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていました。平成 23 年 10 月以降も月 1 回の頻度で継続的に測定を行っています。

■子どもが利用する施設のグラウンドでの空間放射線量測定

平成 23 年 7 月 1 日から現状値を把握することを目的として、市内の小・中学校、幼稚園・保育所、児童館、多摩中央公園等、子どもが利用する施設のグラウンドについて、都から貸与された簡易測定機器により空間放射線量の測定を行いました。全ての地点で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていました。

■マイクロスポットになりやすいと考えられる場所の空間放射線量測定

子どもが集まる公共公益施設を中心に、マイクロスポット（局所的に高い空間放射線量を示す場所）になりやすいと考えられる場所 407 箇所について、空間放射線量を測定しました。

測定した 407 箇所のうち 21 箇所で、地表 1 cm（小・中学校は地表 5 cm）の高さで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えていました。それらの箇所は雨どいから直接、雨水が表土に流れ出している場所でした。その他の 386 箇所は、すべて $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていました。

環境省の除染の基準は、地表 1 m の高さ以上ですが、地表 1 cm 又は 5 cm で超えている箇所についても、清掃（表土除去）を実施し、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満に下げするための処置を行いました。

■市内公共施設におけるグリーンカーテン用ゴーヤの放射性物質検査

市内公共施設において、夏場の省エネの取組みの一つとしてゴーヤによるグリーンカーテンを設置しました。これら施設から抽出したゴーヤの実について放射性物質の検査を行いました。すべて不検出でした。

■エコプラザ多摩における土壌改良材の放射性物質測定

エコプラザ多摩で作っている土壌改良材と、市役所東側広場落葉堆肥場で作っている落葉堆肥について、放射性物質の測定を行いました。その結果、震災前に作った土壌改良材からは放射性物質は検出されませんでした。

震災後に作った土壌改良材、粉碎した剪定枝、震災前に堆積した市役所の落葉堆肥からは放射性物質が検出されましたが、いずれも国の暫定許容値である 1 kg あたり 400 ベクレルを超える値ではありませんでした。

■災害対策用井戸水の放射性物質測定

平成 23 年 10 月に市内 5 か所の災害対策用飲料用貯水槽の井戸水について、バックグラウンド値を把握するため、放射性物質の測定を行いました。測定結果はすべて飲料水の暫定基準値を下回っていました。

●多摩市が定期的に測定している主な物質についての基準値と現状

■大気

市内には、ばい煙を発生する工場等が少なく、自動車からの排出ガスが主な大気汚染の要因となっています。

新大栗橋交差点、一ノ宮交差点、市立第三小学校、卸売市場交差点、豊ヶ丘5丁目の5地点（光化学オキシダントは2地点）において、以下の物質の測定を行っています。

自動車からの排出ガス対策については、国等による新車に対する排出ガス規制や燃料の品質規制の強化、法や条例に基づく規制等によって、自動車からの排出ガス対策が進み、NO₂（二酸化窒素）やSPM（浮遊粒子状物質）は、著しく減少し改善が進んできました。

しかし、Ox（光化学オキシダント）は依然環境基準を満たしておらず、その原因の一つであるVOC（揮発性有機化合物）等については、国や東京都などと連携しながら広域的な対策を進めていくことが必要となっています。

調査物質	性質と環境基準
SO ₂ (二酸化硫黄)	<p>性質：硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになる。</p> <p>基準：1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ1時間値が0.1 ppm以下であること。</p> <p>現状：基準値を満たしている。</p>
NO ₂ (二酸化窒素)	<p>性質：一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。</p> <p>基準：1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppm間でのゾーン内またはそれ以下であること。</p> <p>現状：基準値を満たしている。</p>
SPM (浮遊粒子状物質)	<p>性質：大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10マイクロメートル以下のもの。この粒径は気管に入りやすく、健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。</p> <p>基準：1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。</p> <p>現状：基準値を満たしている。</p>
CO (一酸化炭素)	<p>性質：炭素または炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼したとき等に生ずる無色無臭の気体。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。主な発生源は自動車排出ガスである。</p> <p>基準：1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。</p> <p>現状：基準値を満たしている。</p>
Ox (光化学オキシダント)	<p>性質：工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成する二次的汚染物質の総称。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しや気温が高く、風の弱い日中に発生しやすい。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。</p> <p>基準：1時間値が0.06 ppm以下であること。</p> <p>現状：基準値を満たしていない。→詳しくはp67参照</p>

■水質

多摩川、大栗川、乞田川において、以下の物質の測定を行っています。

平成 23 年度末現在の下水道処理の人口普及率は概ね 100%を達成し、河川の水質についても、代表的な汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）は 5 年間連続で環境基準を満たしています。ただし、乞田川や大栗川は水深が浅く、日光が川底に十分に届くために、藻類の増加等による pH の変動が見られます。さらに、大腸菌群数も環境基準値を満たしていない状況があります。

調査物質	性質と環境基準
pH (水素イオン濃度)	性質：pHの値には1～14までの目盛りがあり、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。 基準：6.5 以上 8.5 以下（河川類型 B を適用） 現状：基準値を満たしていない。→詳しくは p67 参照
BOD (生物化学的酸素要求量)	性質：有機物による水の汚れの指標であり、主に工場排水や家庭雑排水が直接流入することで値が高くなり、高いほど水質が汚濁している。 基準：3 mg/L 以下（河川類型 B を適用） 現状：基準値を満たしている。
SS (浮遊粒子状物質量)	性質：水中に浮遊又は懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質で、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度が悪くなり、魚類が死んだり、水中の植物の光合成に影響することがある。 基準：25 mg/L 以下（河川類型 B を適用） 現状：基準値を満たしている。
DO (溶存酸素量)	性質：水中に溶存する酸素の量。数値が低いほど水質が悪いことを示す。 基準：5 mg/L 以上（河川類型 B を適用） 現状：基準値を満たしている。
大腸菌群数	性質：「大腸菌群」は、大腸菌を含む腸内細菌のほか、土壌中や水域など広く自然界に分布している環境由来の菌を含む一群のことである。大腸菌群が検出されたからといって直ちにその水が危険であるとはいえないが、多数検出されるということは、その水がふん便などによる汚染を受けた可能性が高いことを示唆している。一方、「大腸菌」は腸内細菌であり、鳥類や哺乳類の特に大腸に由来するものを言い、食品衛生法上では「ふん便性大腸菌」と称している。「大腸菌群」よりも直接ふん便による汚染を示す指標ということになる。もちろん、大腸菌のすべてに病原性があるわけではないが、特に毒性の強いものを「病原性大腸菌」と言い、なかでも、0-157 は良く知られている。 基準：5,000 MPN/100 mL 以下（河川類型 B を適用） 現状：基準値を満たしていない。→詳しくは p67 参照

(2) 施策・取組みと役割

施策 14：公害の発生防止と迅速な対応

市	市民（市民団体等）	事業者
○公害の発生防止【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> 東京都等の関係機関と連携を図り、関連法や条例等に基づいた規制・指導・監視により、工場や建設現場からの公害の発生防止を図る。 水質事故や野外焼却等による公害の発生を未然に防止するための啓発活動を実施する。 (みどりと環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行わない。 家庭から排出される化学物質に関心を持ち、不必要な使用を控えるよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 関連法や条例等を遵守し、生活環境の悪化を未然に防ぐ。 PRTR 制度※¹（化学物質排出管理促進法に基づく届出や公表の制度）を利用し、化学物質の適正管理・使用を行う。
○公害への迅速な対応【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> 公害等が発生した場合の市への緊急連絡体制等を整備するよう、事業者等を指導する。 環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。 (みどりと環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行った場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行った場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。

施策 15：生活環境の保全

市	市民（市民団体等）	事業者
○生活環境の保全のためのモニタリング（定期調査と情報提供）【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質及び流量、ならびに交通量等を把握するとともに、測定結果を公表する。 (みどりと環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境に悪影響が生じていると疑われる場合、市や東京都などに連絡を行う。 市が行う環境測定に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境に悪影響が生じていると疑われる場合、市や東京都などに連絡を行う。 市が行う環境測定に協力する。

施策 16：放射線への対応

市	市民（市民団体等）	事業者
○放射線にかかる情報提供と迅速な対応【新規】		
<ul style="list-style-type: none"> 東京都等の関係機関と連携を図り、大気、水、土壌等の放射線量を把握し、必要な情報提供を迅速に行う。 国等の定める基準を超えた放射線量が確認された場合、関係機関と連携して、除染等の必要な対応を図る。 (みどりと環境課、関係課) 	<ul style="list-style-type: none"> 正しい情報に基づき、冷静な行動に努める。 市が行う環境測定に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の中で、放射線等について、必要な情報提供を行う。 事業活動の中で、国等の定める基準を超えた放射線量が確認された場合、市や関係機関と連携して、必要な対応を図る。 市が行う環境測定に協力する。

※ 1 PRTR 制度とは

PRTR 制度とは、人の環境や生態系に有害な恐れのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれている事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度です。平成 13 年 4 月から実施されています。（出典：経済産業省製造産業局化学物質管理課ホームページ）

コラム

●多摩市の公害対策

典型7公害（大気汚染（アスベストを含む）、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のほかに、電波障害や光害など生活・自然環境を保全するうえで必要と考えられるものを対象にしています。

■施策 14

○公害の発生防止

関連法や条例等に基づく規制・指導・監視を実施します。

- ・大気汚染防止法
- ・騒音・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

○公害への迅速な対応

環境回復に向けた必要な処理・対応を行います。



騒音測定の様子

■施策 15

○モニタリング

（定期調査と情報提供）

生活環境の悪化を防止するために、市内の環境がどのような状況にあるかを把握し、その情報を公開し、市内で生活や活動する全ての人が認識できるようにします。

- ①定期的に数値を計測
 - ・大気、河川の水質、道路交通騒音
- ②環境の変化が見られた際に数値を計測

- ・計測値を迅速に公表
- ・影響の範囲や対応策の提示と迅速な対応

健康的で安全安心な暮らしの保持へ

●水質事故の事例～廃ペンキを道路側溝に投棄～

多摩地域の大部分の下水道は、雨水と汚水を流す管が区別（分流式下水道）されているため、道路側溝にペンキや油、汚泥などを流してしまうと、直接河川へ流れ出て川を汚し、さらに汚濁がひどい場合には、魚が死んでしまうこともあります。



側溝にペンキの投棄跡



乞田川と大栗川の合流点への影響



清掃作業の様子

施策方針F 美しく快適なまちの保持

(1) まちの美化や街なみに関する現状と今後の方向性

1) 現状と課題

まちの美化を損なう行為とは、ごみやたばこのポイ捨て、不法投棄、歩きたばこ、ペットのふんの放置、違法ポスター、捨て看板、落書き、路上駐車、放置自転車などです。多摩市では、平成18年度より「多摩市路上喫煙の防止に関する要綱」に基づき、市内4駅周辺に路上喫煙禁止区域を設置し、「多摩市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会」を中心に、路上喫煙やポイ捨て防止のための活動を行ってきました。また、平成21年度からは、吸い殻をはじめとしたごみの散乱と落書きなどのない清潔で快適なまちをめざすため、「多摩市街美化キャンペーン」の活動を広げてきました。しかしながら、依然としてたばこの吸い殻等の散乱が見受けられる状況であり、まち全体としての環境美化推進が求められています。

また、歩行者等の歩行や通行の妨げとなる路上駐車や放置自転車は、近年改善傾向にありますが、引き続きモラルを持って適切に自動車や自転車を利用していくことが大切です。

身近なまちの美化から多摩市全域の景観に目を向けると、本市はニュータウン事業により計画的につくられた街なみと、昔ながらの多摩丘陵の里山を感じさせる風景が混在するという特徴的な景観を有しています。ニュータウン事業により整備された新たなみどりも今では地域のみどりとして根付いています。これらのみどりと調和した街なみを守り育てていく必要があります。

2) 今後の取組み

まちの美化対策に関しては、だれもが住みやすく「安全で快適な美しいまち」の実現をめざすために、「多摩市まちの環境美化条例」が制定されました。

放置自転車対策に関しては、「多摩市自転車等の放置防止に関する条例」等に基づき、更なる取組みを推進します。

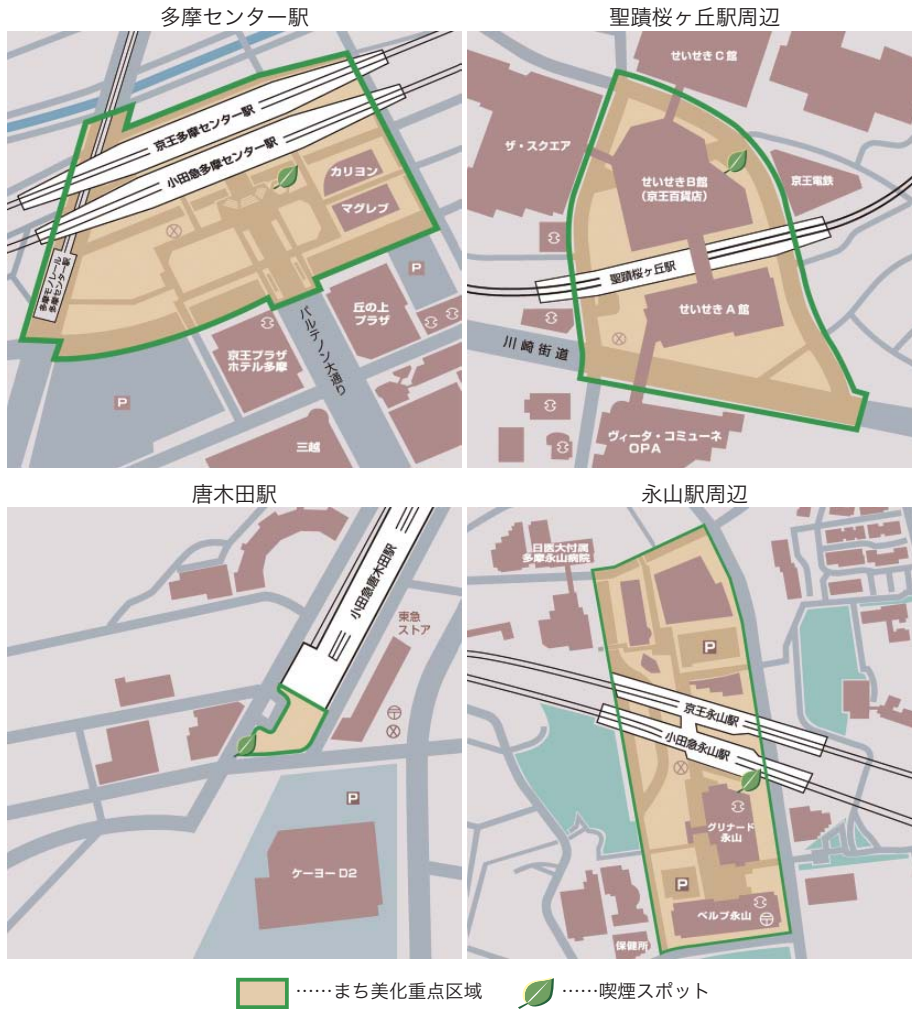
市民や事業者の皆さんが、まち美化の向上に努めることで、美しく快適なまちを維持し続け、まちの美化を損なう行為をしにくいまちにすることをめざします。皆さんの目の行き届いた美しく快適なまちは、犯罪なども起きにくいまちになると考えます。

また、市の街なみ景観については、みどりに関する様々な施策と連携し、みどりと調和した街なみを後世に残していくことをめざします。

●まち美化に関する取組み（まち美化重点区域と喫煙スポットの設置）

市内4駅全てに、まち美化重点区域と喫煙スポットを設置し、ごみのポイ捨てや路上喫煙のない、美しく快適なまちに向けた取組みをさらに進めていきます。

（多摩市まちの環境美化条例 平成24年10月1日施行）



※まち美化重点区域は、平成24年9月まで路上喫煙禁止区域として設置されています。

●放置自転車等に関する取組み（自転車等放置禁止区域の設置）

駅周辺を安全で快適なものにするため、市内4駅の周辺を「自転車等放置禁止区域」と定め、区域内では随時、自転車・バイクの撤去を行っています。

- ・ 聖蹟桜ヶ丘駅・唐木田駅周辺の半径300mの区域
- ・ 多摩センター駅周辺は、南北1,000m・東西1,000mの区域
- ・ 永山駅周辺は、東西600m・南北800mの区域



自転車等放置禁止区域の案内



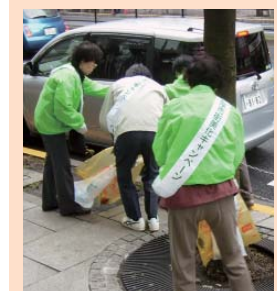
多摩センター駅東駐輪場



駅前の清掃活動



街美化キャンペーンでの市長挨拶



街美化キャンペーンの様子

(2) 施策・取組みと役割

施策 17：まち美化の推進

市	市民（市民団体等）	事業者
○まち美化の推進【改善】		
<ul style="list-style-type: none"> 「多摩市まちの環境美化条例」に基づきまちの美化の推進を図る。 市民団体等と連携し、まちの美化の推進を図る。 (みどりと環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> ごみのポイ捨てや不法投棄をしない、喫煙マナーの向上、犬のふんの放置や落書き行為を行わないなど、まちの美化を阻害する行為を行わない。 市と連携し、まちの美化の推進を図る。 自宅周辺の清掃に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と連携し、まちの美化の推進を図る。 貼り紙チラシの放置や捨て看板等、まちの美化を阻害する行為を行わない。 事業所の周辺の清掃に努める。

施策 18：路上駐車・放置自転車の防止

市	市民（市民団体等）	事業者
○路上駐車・放置自転車の防止【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、自転車放置禁止区域を見直すとともに、公共駐輪場を適切に整備する。 市民団体等と連携し、違法駐車や放置自転車の防止を図るため、監視やキャンペーン等を実施する。 (道路交通課) 	<ul style="list-style-type: none"> 路上駐車や放置自転車を行わず、駐車場や駐輪場を適切に利用する。 市と連携を図りながら、違法駐車や放置自転車の防止を図るための監視やキャンペーン等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「多摩市街づくり条例」等に基づき、適切に駐車場や駐輪場を整備・維持管理する。

施策 19：みどりと都市が調和した街なみの保持

市	市民（市民団体等）	事業者
○原風景の保全【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> 多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることでできる景観の保全のため、良好な景観ポイントの周知等を行う。 (都市計画課、みどりと環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることでできる景観の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることでできる景観の保全に努める。
○街なみに配慮した建物等の建設【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の建設に際して、街なみに調和するように努める。 (建築保全課、都市計画課、施設建設担当課) 開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づき、必要な助言・指導を行う。 (都市計画課) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の建設に際して、周囲の風景や街なみに調和するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、周囲の風景や街なみに調和するように努める。
○街なみの保全や育成等に関する制度等の活用【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> 地域主体の街なみの保全や育成に際して、地区計画等の適切な活用を支援する。 (都市計画課) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域主体の街なみの保全や育成のために、地区計画等の街のルールを活用を検討する。 地区計画等の街のルールに基づき、良好なまちの環境を守り育てよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業やマンション、住宅地等の建設に際して、街なみの誘導や保全のために、地区計画等の街のルールを活用を検討する。

コラム

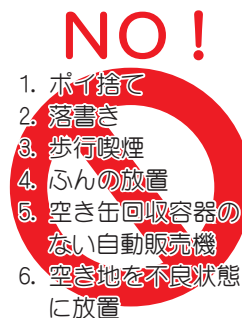
●多摩市まちの環境美化条例について

「多摩市まちの環境美化条例」は、市の責務として美化活動の支援、啓発、施策の推進を行うとともに、市民、事業者、土地所有者の責務として、管理地の周辺における美化活動の推進を行うことを規定しています。

■「多摩市まちの環境美化条例」の主な内容例

○まちの環境を損ねるおそれのある以下の行為

1. 公共の場所において、吸い殻、紙くず及び空き缶等を捨てることを禁止します。
2. 公共の場所において、落書き行為を禁止します。
3. 路上において、歩行中に喫煙することを禁止します。
4. 犬猫その他の動物の飼い主又は管理者は、公共の場所において、当該動物を適切に管理しなければならず、ふんを放置する等他人の迷惑となる行為を禁止します。
5. 自動販売機で容器入りの飲食物を販売する者は、販売する場所に空き缶等の回収容器を設置せずに、自動販売機を設置することを禁止します。
6. 土地所有者が空き地を不良状態にすることを禁止します。



○まち美化重点区域での禁止行為は、過料の対象となります。

多摩センター駅、聖蹟桜ヶ丘駅、永山駅、唐木田駅の市内4駅周辺をまち美化重点区域とし、本区域内で、以下の禁止事項に違反した者で、指導及び勧告に従わない場合については、過料の対象となります（適用の時期は別途定めます）。

【過料の対象となる禁止行為】

- ・まち美化重点区域内の路上での喫煙
- ・まち美化重点区域内において吸い殻、紙くず及び空き缶その他のごみを捨てる行為

●多摩市のみどりと調和した街なみ景観



整備されたみどりと調和した
ニュータウンの街なみ

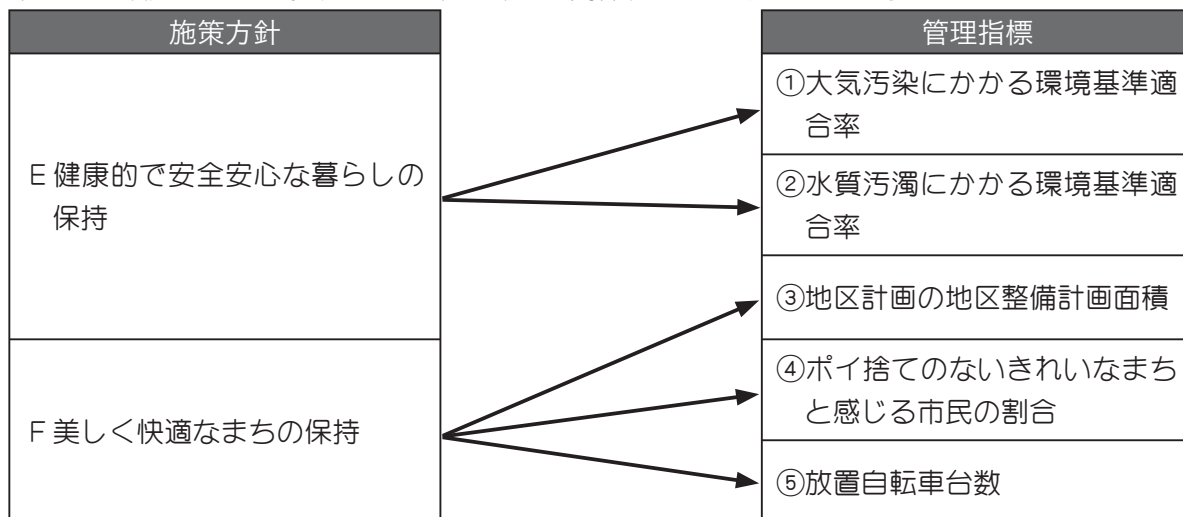
昔ながらのみどりが
残された風景や住まい

3. 生活環境分野の施策実施効果を計測する管理指標の設定

生活環境分野では、2つの「施策方針」を設定し、それぞれの施策方針ごとに「施策」、及び施策を進めるにあたっての「取組み」を定めています。そして、平成33年度までの短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理するための管理指標を設定しています。

(1) 施策方針と管理指標

本分野で設定した管理指標と、施策方針との関係性は、以下のようになっています。



(2) 施策の実施効果を計測する管理指標の設定

①大気汚染にかかる環境基準適合率

現状値	目標値	指標の説明	計測方法
0x 達成率 0% (H 22)	全て基準値を満たす (H 33)	大気汚染物質である、SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、CO、0xの濃度を定期的に測定したうえで、市内の主な大気汚染の原因である0x（光化学オキシダント）について、基準値を満たしているか把握します。	環境省告示に基づき、市内複数地点で測定を行います。 (みどりと環境課)

※ p58、67 のコラム参照

②水質汚濁にかかる環境基準適合率

現状値	目標値	指標の説明	計測方法
pH 達成率 64% BOD 達成率 100% 大腸菌群数達成率 50% (H 22)	全て基準値を満たす (H 33)	主な水質汚濁の指標となるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について定期的に測定を行い、環境基準値を満たしているか把握します。	環境省告示に基づき、多摩川、大栗川、乞田川で測定を行います。 (みどりと環境課)

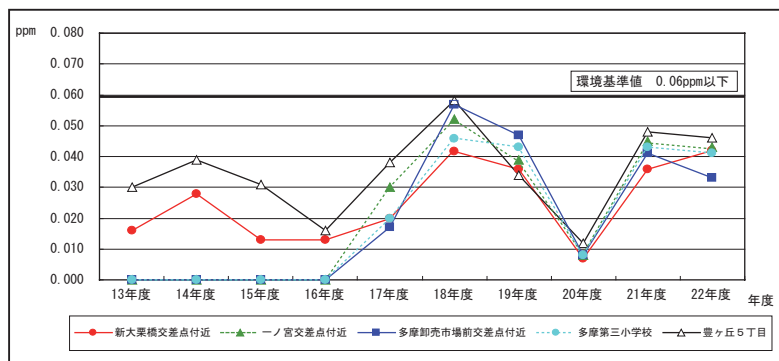
※ p59、67 のコラム参照

コラム

●大気汚染及び水質汚濁にかかる数値の経年変化

■大気汚染関連

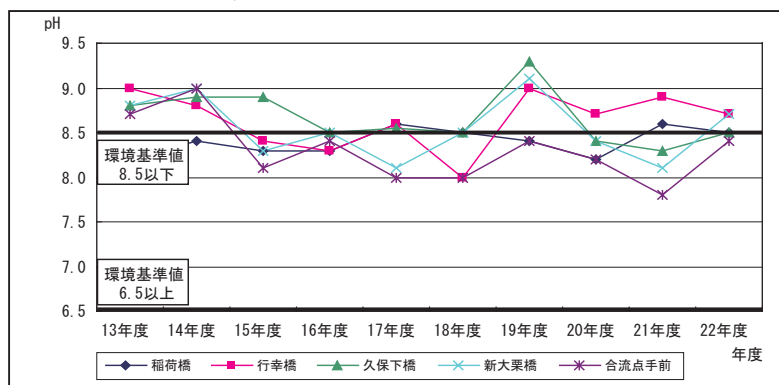
光化学オキシダント (Ox) の経年推移 (年間平均値)



光化学オキシダント (Ox) の過去10年の数値傾向を見ると、毎年の変動はあるものの年間平均値では、全て環境基準値を下回っています。しかしながら、指導で設定している数値は、計測時の全ての時点で基準値を下回っている(満たしている)ことを目標としており、この数値は現在達成していません。

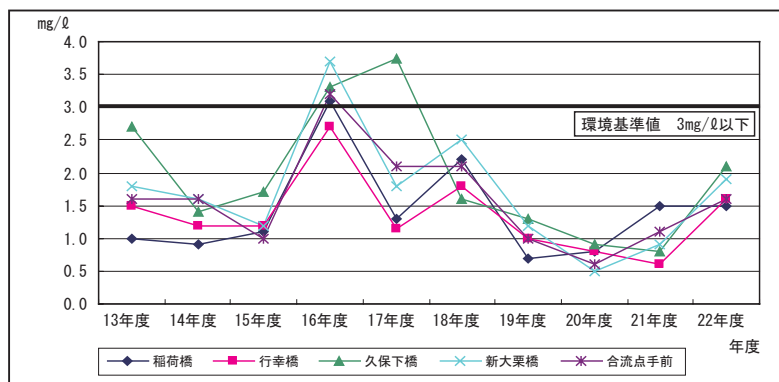
■水質汚濁関連

水素イオン濃度 (pH) の経年推移 (年間平均値)



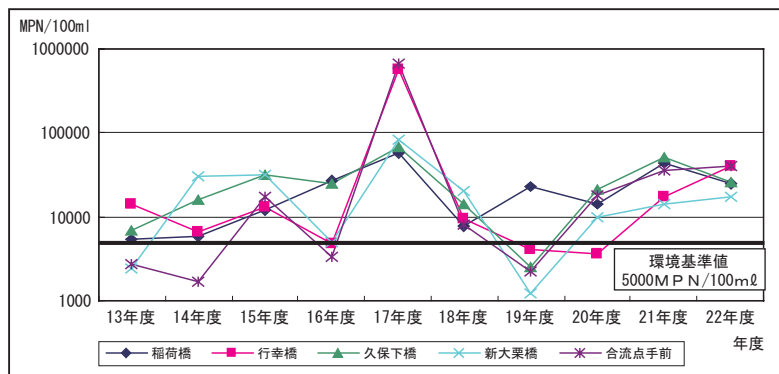
水素イオン濃度 (pH) は、過去10年、平均的に環境基準値範囲内において、やや高めの傾向を示しており、毎年1~2箇所環境基準値を上回っています。その原因としては、藻類の光合成作用に伴う影響と考えられます。

生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年推移 (年間平均値)



生物化学的酸素要求量 (BOD) は、平成16~17年に環境基準値を上回る箇所も見られましたが、近年は、環境基準値以下となっています。

大腸菌群数の経年推移 (年間平均値)



大腸菌群数は、ほぼ毎年環境基準値を上回っています。しかし大腸菌群数は、大腸菌を含む腸内細菌のほか、自然界に広く分布している環境由来の菌を含む一群のことであり、環境基準値を上回っているから直ちに危険とはいえません。一方、多数検出される場合は、イヌやネコ、鳥類の糞便などによる汚染を受けた可能性も考えられます。

③地区計画の地区整備計画面積

現状値	目標値	指標の説明	計測方法
400ha (H 22)	420ha (H 33)	地区整備計画とは、地区計画区域内において、良好な住環境を保全するなどの地区のまちづくりのルールとなる事項を定めたものです。 地区の特性に応じた具体的なまちづくりのルールを策定している面積を増やすことをめざし、良好な街なみ形成につなげていきます。	地区計画区域内で、地区整備計画を策定している区域面積を毎年把握します。 (都市計画課)

※ p69 のコラム参照

④ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合

現状値	目標値	指標の説明	計測方法
- (H 22)	100%に近づく (H 33)	まちの環境美化の取組みの理解や浸透の度合いを測るために、アンケート等により、ごみのポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合を把握します。	定期的に行われる環境に関するイベント時においてアンケート調査を実施して、数値を把握します。 (みどりと環境課)

※ p63、75 のコラム参照

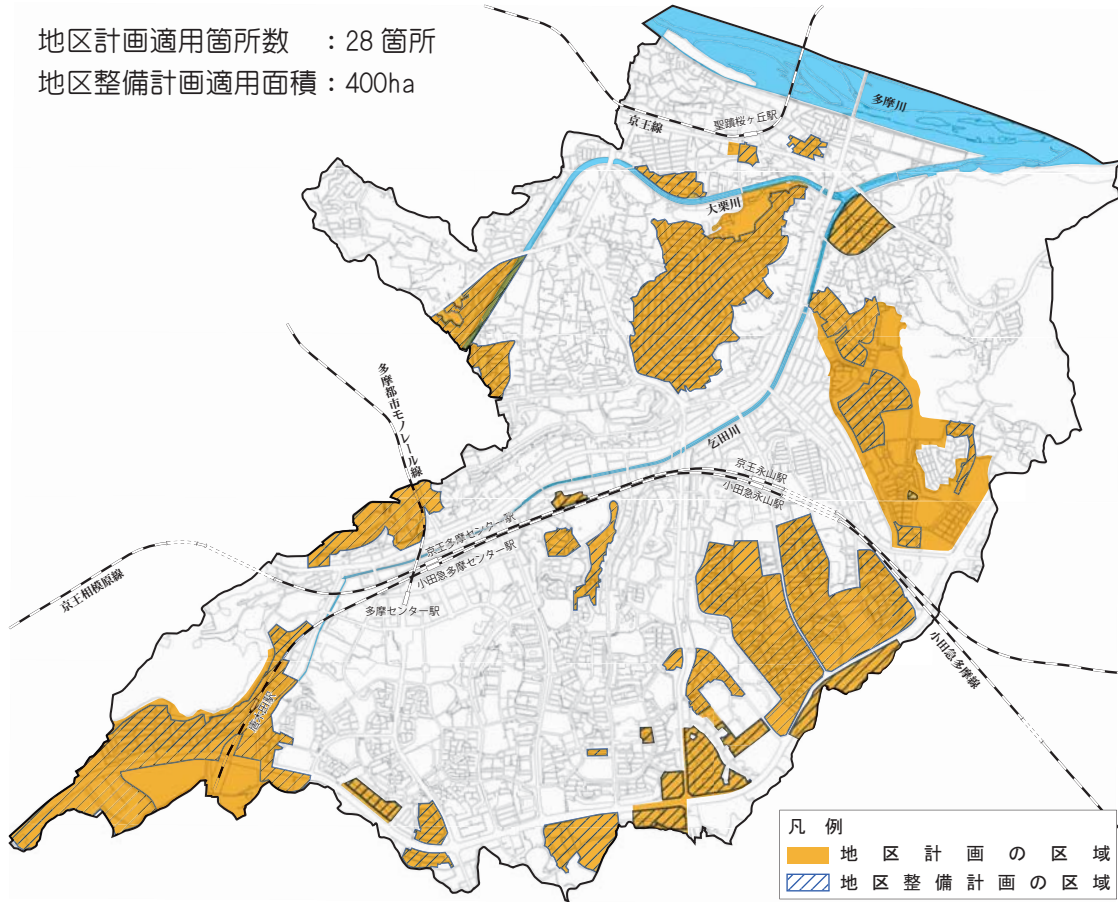
⑤放置自転車台数

現状値	目標値	指標の説明	計測方法
219台 (H 22)	0に近づける (H 33)	市内4駅周辺の駐輪場を計画的に整備し、自転車放置禁止区域内の放置自転車をなくすことで、歩行者の安全とともにきれいで美しいまちをめざします。	毎年、10月の平日に、4駅周辺の自転車放置禁止区域内の放置台数を把握します。 (道路交通課)

※ p69 のコラム参照

●地区計画及び地区整備計画の適用箇所

地区計画適用箇所数 : 28箇所
 地区整備計画適用面積 : 400ha



●放置自転車台数に関する経年変化

過去5年の傾向をみると、自転車を放置した者の再発防止策、無料駐輪場への誘導、街頭キャンペーン等により減少しつつありますが、近年は横ばい傾向にあります。

